

袖ケ浦市ソーシャルメディアの利用に関する運用方針

1 目的

この運用方針（以下「本方針」という。）は、袖ケ浦市（以下「市」という。）が市政情報の発信等のためにソーシャルメディアを利用するにあたり、その運用を適切に行うための基本的な考え方等について定めるものです。

2 適用範囲

本方針は、市が開設し、運用するソーシャルメディアにおいて適用するものです。指定管理者等が開設し、運用するソーシャルメディアについては、本運用方針に準拠するものとしします。

3 運用するソーシャルメディアの種類

- (1) X
- (2) Instagram
- (3) LINE
- (4) YouTube
- (5) TikTok
- (6) Facebook
- (7) note

4 アカウント情報

市が運用するアカウントの名称、URL及び運用部署は、別表のとおりとします。

5 運用責任者名

袖ケ浦市企画政策部シティプロモーション推進課長及び各運用部署の長

6 発信する情報

本方針により発信する情報は、次に掲げるものとします。

- (1) 市の広報紙及び市ホームページに掲載した情報
- (2) 市の記者会見で発表した情報
- (3) 防災や災害の発生等に関する緊急情報
- (4) その他、市の魅力、イベント、お知らせ等の情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運用責任者が必要と認めた情報

7 運用時間

原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに投稿します。ただし、イベント開催時、防災若しくは災害の発生等の緊急を要する場合又はその他市民生活に影響が大きいと判断したときは、随時投稿を行います。

8 コメントなどへの対応

市は、市公式アカウントに対する利用者からのコメントに対し、次のとおり対応するものとします。

- (1) 原則として、利用者からの投稿に対する返信は行いません。ただし、質問又はコメントに対し、必要に応じて適宜返信を行う場合があります。
- (2) ご意見若しくは、お問い合わせは、市ホームページ内の問い合わせフォーム等を利用するか又は直接担当部署へ連絡してください。

9 知的財産権の帰属

本方針により発信される個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、市又は原権利者に帰属します。

10 免責事項

市は、本方針により運用するソーシャルメディアの利用に関して、次に掲げる事項については、一切の責任を負いません。

- (1) 市は、発信情報の正確性及び完全性には細心の注意を払っていますが、これらを保証するものではありません。
- (2) 市は、利用者が発信情報を利用したこと又は利用できなかったことによって生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 市は、発信情報に関連して利用者間又は利用者と第三者との間でトラブル又は紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (4) 市は、予告なく本方針の内容を変更することがあります。
- (5) 市は、予告なく運用を停止又は終了することがあります。
- (6) 市は、各ソーシャルメディアの利用方法、技術的な質問又はシステム状況等に関しては、回答することができません。
- (7) 市は、発信情報に含まれるリンク先の外部ウェブサイトの内容について、その正確性又は安全性等について一切の保証をしません。
- (8) 市は、市公式アカウントになりすました偽アカウントによって生じた損害について、一切の責任を負いません。

1 1 注意事項

次の各号のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除又はアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人若しくは団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治若しくは宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、市又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽若しくは事実と異なる内容又は単なる風評若しくは風評を助長させるもの
- (9) 生成A I（人工知能）等を用いた誤認を与えるおそれのある画像、動画、音声又は文章等を含むもの
- (10) 本人の許諾なく個人情報进行特定し、開示し、若しくは漏えいする等、プライバシーを侵害するもの
- (11) 他のユーザー又は第三者になりすますもの
- (12) 有害なプログラム等を含むもの
- (13) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (14) 市が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (15) 市が発信する内容に関係がないもの
- (16) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

1 2 その他

本方針の内容は、市ホームページにて公表します。

1 3 施行日

本方針は、令和8年4月1日から施行します。

附則（令和8年 袖シ第550号）

本方針は、令和8年8月3日から施行します。

別表 アカウント情報

種類	番号	アカウント名	URL	運用部署
X	1	袖ヶ浦市公式	https://x.com/sodegaura_city	企画政策部 シティプロモーション推進課
	2	ガウラ【袖ヶ浦市公式マスコットキャラクター】	https://x.com/gaura_sodegaura	企画政策部 シティプロモーション推進課
	3	袖ヶ浦市長浦交流センター(長浦公民館)(公式)	https://x.com/sodegaura_naga	市民生活部 長浦交流センター
	4	袖ヶ浦市根形公民館(公式)	https://x.com/sodegaura_ngt	市民生活部 根形交流センター
	5	ガウラのSDG'sごみ減量チャレンジ(袖ヶ浦市廃棄物対策課公式)	https://x.com/sodegaura_haiki	環境経済部 廃棄物対策課
	6	袖ヶ浦市郷土博物館	https://x.com/sode_haku	教育部 郷土博物館
	7	袖ヶ浦市立図書館(公式)	https://x.com/sogaura_lib	教育部 中央図書館
Instagram	8	袖ヶ浦市広報担当Instagram	https://www.instagram.com/sodegaura_koho_official/	企画政策部 シティプロモーション推進課
	9	袖ヶ浦市マスコットキャラクター「ガウラ」	https://www.instagram.com/gaura_sodegaura/	企画政策部 シティプロモーション推進課
	10	そである【そでがうらのアルバム】	https://www.instagram.com/sodegaura_album/	企画政策部 シティプロモーション推進課
	11	袖ヶ浦市職員採用情報	https://www.instagram.com/sodegaura_saiyou/	総務部 職員課
	12	袖ヶ浦市郷土博物館	https://www.instagram.com/sode_haku/	教育部 郷土博物館

LINE	1 3	袖ヶ浦市	https://page.line.me/853qnvgp?openQrModal=true	企画政策部 シティプロモーション推進課
	1 4	袖ヶ浦市職員採用情報	https://line.me/R/ti/p/@030pevjg	総務部 職員課
YouTube	1 5	千葉県袖ヶ浦市公式チャンネル	https://youtube.com/channel/UC307oVw2gvDa7dZP_Hiptrg?si=S-2A5spNd5SW-v4r	企画政策部 シティプロモーション推進課
TikTok	1 6	袖ヶ浦市広報担当	https://www.tiktok.com/@sodegaura_koho_official	企画政策部 シティプロモーション推進課
Facebook	1 7	袖ヶ浦市平川公民館	https://www.facebook.com/people/袖ヶ浦市平川公民館/100067159057333/#	市民生活部 平川交流センター
note	1 8	袖ヶ浦市公式 note 千葉県	https://sodegaura-city.note.jp/	企画政策部 シティプロモーション推進課